

改正遊漁船業法への対応チェックリスト

令和6年4月1日の改正法施行までに、現在、遊漁船登録を受けている皆様に準備していただく内容は以下のとおりです。



令和6年4月1日まで

□ 利用者の安全確保等に関する情報の公表（※）

- ・新業務規程別表4、6、7、8、10、11そのもの及び別表12に掲げる情報（損害賠償措置の契約内容等）をインターネット上へ掲載して下さい。（現在の業務規程の方は、別表4、5、6、7、8、9そのもの及び損害賠償措置の契約内容、業務改善命令の内容（命令を受けた日、命令を受けた理由、命令の内容、命令を受けて講じた措置）をインターネット上へ掲載して下さい。）

□ 登録票のインターネット上での公表（※）

- ・遊漁船業者登録票をインターネット上に掲載して下さい。
- ・船及び営業所への掲示も引き続き必要です。

□ 出航前検査の確認、アルコール検査及び乗務記録簿の作成

- ・令和6年4月1日以降、遊漁船業務主任者は出航毎に、出航前に船長による船舶の出航前検査が適切に実施されているか、船長、業務主任者、乗船する従業者に酒気帯びや体調不良等がないかの確認を実施し、その結果を記録に残すとともに、業務終了後には、日々の業務を記録する「乗務記録」を作成し、遊漁船業者に提出しなくてはなりません。（遊漁船業者は1年間保存）
- ・出航毎に必要な記録を1枚（裏表）にまとめましたので、必要な方はコピーして御活用ください。（鳥取県漁業調整課HPにも掲示しています。）
- ・出航前のアルコール検査を行うためにアルコール検査器の購入が必要です。

※：従業者（業務主任者、乗組員、連絡責任者等）が常時1人以下か自社HPを持っていない場合は、営業所への掲示に替えることが可能です。

令和6年10月1日まで

□ 新業務規程の作成、届出

- ・法改正の内容に適応した新しい業務規程を作成し、県に届け出る必要があります。（様式、記載例は県漁業調整課HPに掲示していますのでご活用ください。）

令和7年4月1日まで

□ 損害賠償措置のてん補上限額等の変更加入

- ・定員1人当たり5,000万円以上の保険に加入する必要があります。
- ・瀬渡しを行う場合は、利用定員を補償する保険に加入する必要があります。（令和6年度中の保険更新の際に、保険の契約内容を変更してください。）

（問い合わせ先）

（担当）県庁漁業調整課 橋本、本田 （電話）0857-26-7318

（担当）境港水産事務所 門脇、高橋 （電話）0859-42-3167